

鯖江市議会100条調査特別委員会
調査報告書

令和5年3月31日

目次

1	調査の趣旨	2
2	調査特別委員会の設置	2
	(1) 設置決議	2
	(2) 委員会の名称	3
	(3) 委員長、副委員長、委員の氏名	3
3	調査事件	3
4	委員会開催状況	3
5	委員会運営要領	7
6	証人として尋問した者、証言を求めた事項	11
7	地方自治法第100条第1項により提出を求めた記録	14
8	調査の結果	16
	(1) 佐々木市長と玉邑議員との入札参加要請事案について	16
	(2) 佐々木市長からの下請け要請事案について	16
	(3) 玉邑議員と福原議員および組合職員による他市町議員への工作事案	17
	(4) 入札事務の問題点について	18
9	総括	24
10	証言拒否等	29
	(1) 証人の出頭拒否の状況	29
	(2) 証人の証言拒否の状況	29
	(3) 虚偽の証言	29
	(4) 自白の状況	29
	(5) 記録の提出拒否の状況	29
	(6) 宣誓拒否の状況	29
11	告発の状況	30
12	調査経費	30
13	その他	31
	(1) 証人に対する公示送達	31
	(2) 法律顧問委任契約	31

1 調査の趣旨

令和3年10月12日に開催の第87回鯖江広域衛生施設組合議会臨時会において、「新ごみ焼却施設等整備・運営事業（以下、整備運営事業という。）」に係る債務負担行為が承認され、同年10月18日に入札公告を行い、令和4年6月20日に当該事業の落札者を荏原環境プラントグループに決定した。同年8月15日には、基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約の仮契約を締結、同年8月25日の第89回鯖江広域衛生施設組合議会定例会において、新ごみ焼却施設等建設工事請負契約の締結について議決がなされた。

議決は、地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例の規定により、当該事業の落札額272億8,000万円のうち建設工事費の150億9,200万円についてである。

さて、前述の整備・運営事業にかかる一連の過程では、鯖江広域衛生施設組合管理者および市議会議員による特定業者に対する入札参加要請および同組合管理者による特定業者に対する入札参加予定事業者への下請け参加要請、さらには、当該工事請負契約の締結に係る議案に関し2名の市議会議員および同組合管理職職員により、他市町の当該組合議員に対して議案可決に誘導する多数派工作を行ったのではという疑義が生じた。

また、整備・運営事業に係る入札に関しては、当初から複数の事業者が応札の意欲があると議会に対し説明がなされていたが、結果として応札は1社のみであり、価格競争には至らなかった。

以上の経過を理由とし、これら一連の疑義について、調査を行い、問題点を明確にするため、同年9月定例会中の9月9日に、「新ごみ焼却施設等整備・運営事業における疑義の調査に関する動議」が本市議会議員9名により提出され、9月22日に賛成多数で可決し、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会を設置することに至る。

2 調査特別委員会の設置

(1) 設置決議

水津達夫市議会議員が提出した「新ごみ焼却施設等整備・運営事業における疑義の調査に関する動議」に基づき、鯖江市議会100条調査特別委員会の設置について、令和4年第436回鯖江市議会定例会（令和4年9月22日（木））において、賛成多数で可決。

(2) 委員会の名称

鯖江市100条調査特別委員会(以下「委員会」という)

(3) 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長 丹尾 廣樹 副委員長 帰山 明朗 委員 菅原 義信
委員 木村 愛子 委員 奥村 義則 委員 江端 一高
委員 林下 豊彦

3 調査事件

- (1) 新ごみ焼却施設等整備・運営事業の経緯と疑義に関する事項
- (2) 玉邑哲雄市議会議員と福原敏弘市議会議員および鯖江広域衛生施設組合事務局職員による他市町議員への働きかけ工作事案に関する事項

4 委員会開催状況

回数	開催日	協議内容
第1回	令和4年 10月25日(火)	・100条調査権の手引きについて ・100条調査特別委員会の運営要領(案)について ・今後の100条調査特別委員会開催計画(案)について
第2回	令和4年 11月14日(月)	・弁護士の選任について ・調査経費の増額変更にかかる決議案の提出について ・オブザーバー(正副議長および弁護士)の設置について ・次回委員会での証人喚問について ・提出を求める記録について

回数	開催日	協議内容
第3回	令和4年 11月25日(金)	・提出を求める記録について ・次回委員会での証人喚問について
第4回	令和4年 12月6日(火)	・証人喚問 ・次回委員会での証人喚問に関する協議
第5回	令和4年 12月12日(月)	・上申書について ・不出頭申出書について ・提出された記録について ・次回以降委員会での証人喚問について ・次回委員会での証人に対する質問事項について
第6回	令和4年 12月15日(木)	・証人喚問
第7回	令和4年 12月20日(火)	・証人喚問
第8回	令和4年 12月26日(月)	・次回以降委員会での証人喚問について
第9回	令和5年 1月5日(木)	・次回委員会での証人喚問について ・今後の証人喚問について
第10回	令和5年 1月13日(金)	・証人喚問 ・次回以降委員会での証人喚問について
第11回	令和5年 1月23日(月)	・証人喚問 ・次回以降委員会での証人喚問について
第12回	令和5年 2月2日(木)	・次回以降委員会での証人喚問について
第13回	令和5年 2月7日(火)	・不出頭申出書について ・証人喚問
第14回	令和5年 2月14日(火)	・調査経費の増額変更にかかる決議案の提出について ・次回以降委員会について
第15回	令和5年 2月22日(水)	・次回委員会での証人喚問について ・記録の提出要求について

回数	開催日	協議内容
第16回	令和5年 2月28日(火)	・証人喚問
第17回	令和5年 3月20日(月)	・証人喚問保留案件について
第18回	令和5年 3月22日(水)	・調査報告書案について(不採択)
第19回	令和5年 3月31日(金)	・調査報告書案について(採択)

(参考) 協議会の開催状況

回数	開催日	内容
第1回	令和4年 12月2日(金)	・証人喚問時における報道機関の撮影および録音について ・提出された記録について ・尋問事項について
第2回	令和4年 12月12日(月)	・第5回100条調査特別委員会について
第3回	令和4年 12月15日(木)	・次回以降委員会での証人喚問について
第4回	令和4年 12月20日(火)	・次回以降委員会での証人喚問について ・報道機関への協力依頼について
第5回	令和4年 12月26日(月)	・次回以降委員会での証人喚問について
第6回	令和5年 1月5日(木)	・第9回100条調査特別委員会での議決事項について ・第10回100条調査特別委員会での証人に対する質問内容について
第7回	令和5年 1月13日(金)	・次回以降委員会での証人喚問について ・次回委員会での証人喚問内容について
第8回	令和5年 1月18日(水)	・次回委員会での証人喚問における質問内容について ・対質について

回数	開催日	内容
第9回	令和5年 2月1日(水)	・次回委員会での証人に対する質問内容について ・次回以降の証人喚問について
第10回	令和5年 2月6日(月)	・次回委員会での証人に対する質問内容について
第11回	令和5年 2月14日(火)	・調査経費の増額変更にかかる決議案の提出について ・次回以降委員会での証人喚問について
第12回	令和5年 2月20日(月)	・調査報告書の作成について ・次回以降委員会について
第13回	令和5年 2月22日(水)	・次回以降委員会での証人喚問および質問項目について ・記録の提出要求について
第14回	令和5年 3月14日(火)	・調査報告書案の協議
第15回	令和5年 3月17日(金)	・調査報告書案の協議
第16回	令和5年 3月20日(月)	・調査報告書案の協議
第17回	令和5年 3月22日(水)	・調査報告書案の協議
第18回	令和5年 3月28日(火)	・調査報告書案の協議
第19回	令和5年 3月29日(水)	・調査報告書案の協議
第20回	令和5年 3月30日(木)	・調査報告書案の協議
第21回	令和5年 3月31日(金)	・調査報告書案の協議

5 委員会運営要領

1 調査事項

本委員会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 新ごみ焼却施設等整備・運営事業の経緯と疑義に関する事項
- (2) 玉邑哲雄市議会議員と福原敏弘市議会議員および鯖江広域衛生施設組合事務局職員による他市町議員への働きかけ工作事案に関する事項

2 調査権限

地方自治法第100条第1項および同法第98条第1項の権限

3 調査期間

1に掲げる調査が終了するまでとし、閉会中も調査を行うこととする。

4 調査経費

本調査に要する経費は、令和4年度においては、170万円以内とする。

5 委員会のスケジュール

- (1) 令和5年3月定例会にて調査報告を行うものとし、10回程度の開催とする。
- (2) 開催日程については、市議会ホームページ等で周知する。

6 委員会の開催場所

- (1) 委員会は、原則として全員協議会室において開催し、その他の場所を使用する場合は、委員会で協議し決定する。
- (2) 証人等の控室は、証人同士が同席しないことを基本に調整する。

7 委員会の基本的な運営方針

- (1) 委員会の会議は原則公開とする。
- (2) 鯖江市議会委員会条例第20条の規定に基づき、委員会は、その議決で秘密会とすることができる。
- (3) 委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う。

8 記録の提出

- (1) 記録の提出を請求する場合は、委員会で協議し決定する。
- (2) 委員長は、委員会が記録の提出を決定した場合は、速やかに議長へ記録提出要求書を提出する。
- (3) 議長は、委員長から記録提出要求書の提出を受けた場合、記録提出請求書を提出者に対し、遅くとも提出期限の5日前までに通知する。
- (4) 提出された記録の取扱いは、提出者の意見を聞いた上で、その写しを委員のみに配付または議長の認めた場所で議員のみ閲覧を認めることとする。委員は、配付された記録の取扱いには細心の注意を払う。
- (5) 記録の返還は、調査終了後に行う。

9 証人の出頭

- (1) 証人の出頭は、委員会で協議し決定する。
- (2) 委員長は、委員会が証人の出頭を決定した場合、速やかに議長へ証人出頭要求書を提出する。
- (3) 議長は、委員長から証人出頭請求書の提出を受けた場合、証人出頭請求書を証人に対し、遅くとも証人喚問の日の5日前までには通知する。
- (4) 証人の補助者同伴の申出がある場合は、証人は証人喚問の前日までに補助者同伴願を提出し、委員会の許可を得る。補助者は証人1人につき1人までとする。なお、補助者は法律の専門家（弁護士）または学識経験者とし、委員会において発言はできず、費用弁償支給の対象外とする。

10 証人の尋問

- (1) 委員会における証人尋問は、真実を述べることで有益な結論を得るための手段であるので、各委員は証人の人権に最大限配慮し、人権を阻害するような言動は厳に慎むものとする。
- (2) 証人の宣誓の際は、開催場所にいる者全員（事務局・傍聴者を含む）が起立する。
- (3) 証人は宣誓後、宣誓書に署名・押印する。
- (4) 尋問の時間は、証人1人当たり概ね1時間～2時間程度を目安とする。ただし、必要と認められた場合は、委員会の議決により延長できるものとする。

- (5) 尋問は、委員長（主尋問者）がまず共通事項尋問を行い、その後他の委員が個別質問（補足尋問）を行う。なお、発言順序は委員長の議事整理権に委ねる。
- (6) 委員長による共通事項の尋問については、委員から委員長へ提出される尋問通告書をもとに、委員会で協議し決定する。
- (7) 尋問の方法は一問一答方式とする。
- (8) 証人は、記憶に基づいて証言することを原則とし、資料等の持参は認めない。ただし、委員会の議決により認めた場合はこの限りではない。なお、メモをとる場合は委員長の許可を要する。
- (9) 証人は、補助者に相談したいときは、委員長の許可を要する。その際の補助者の助言は口頭による助言を原則とする。また、補助者の席は、証人の後方の席とする。
- (10) 委員は、民事訴訟法の証人尋問に関する事項を了知する。

11 参考人の招致

委員会においては、必要に応じて参考人制度を活用する。

12 会議録の調製

- (1) 会議録は全文記録する。
- (2) 会議録は原則として公開する。ただし、会議を秘密会とした場合は公開しない。

13 一般傍聴者への対応

- (1) 鯖江市議会委員会条例第19条によるものとする。
- (2) 委員会に配付した資料は一般傍聴者には配付しない。ただし、委員長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

14 報道関係者への対応

- (1) 鯖江市議会委員会条例第19条によるものとする。
- (2) テレビ・写真撮影について、報道関係者から申出があった場合、委員長はその都度委員会で協議し、許可等を決定する。
- (3) 委員会に配付した資料は報道関係者には配付しない。ただし、委員長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

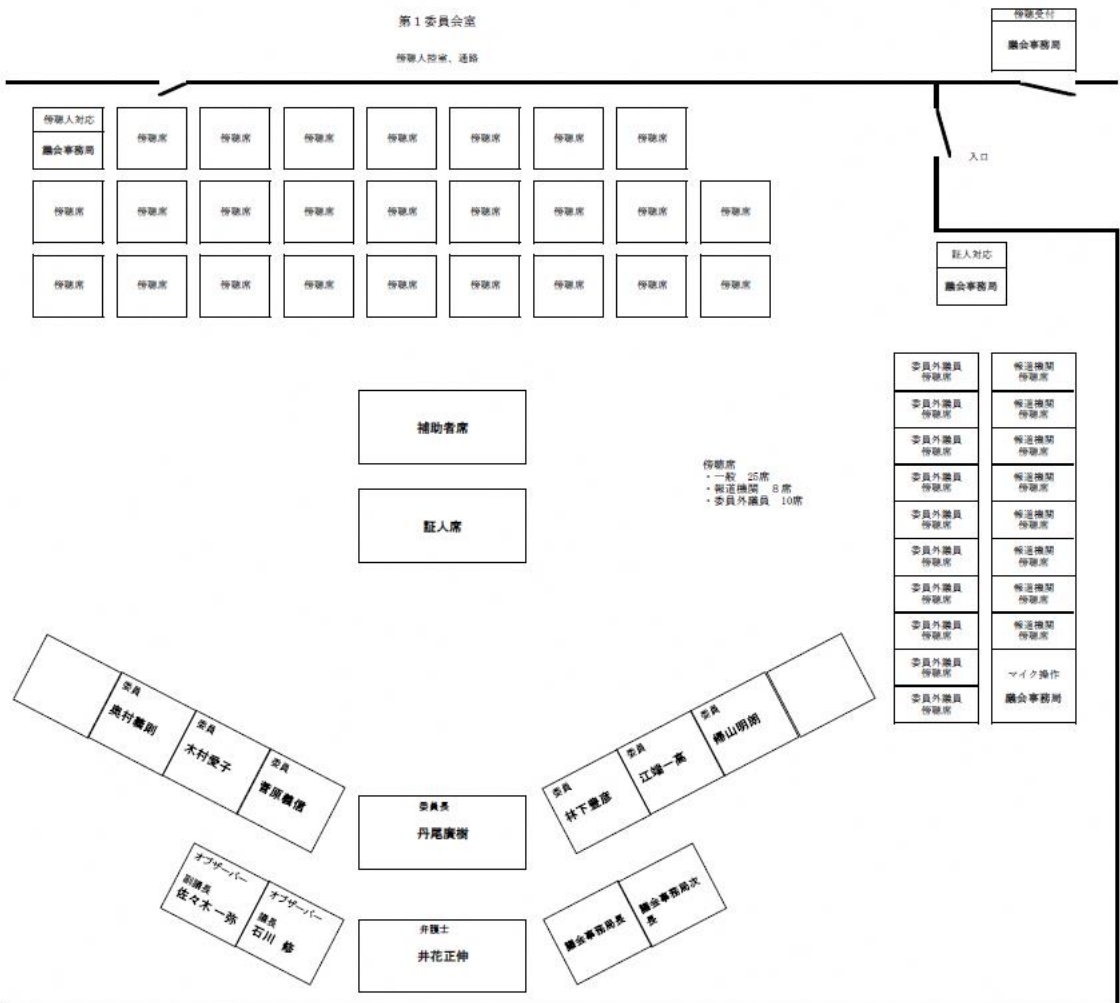
15 委員外議員の傍聴について

- (1) 秘密会においても、傍聴を認めることとする。
- (2) 秘密会を傍聴した委員外議員については、鯖江市議会会議規則第111条第2項の適用を受ける。
- (3) 委員外議員が証人として出頭する場合、証人尋問当日の傍聴は認めない。

16 その他

運営上必要な事項について疑義が生じた場合は、委員会においてその都度協議する。

委員会会場配席図



6 証人として尋問した者、証言を求めた事項

<第4回：令和4年12月6日(火)>

氏名 (役職等)	証言を求めた事項
森川 正富 (元オタ建設株式会社 専務取締役)	・公正取引委員会・近畿中国四国事務所への告発に ついて ・告発文等の内容について

<第6回：令和4年12月15日(木)>

氏名 (役職等)	証言を求めた事項
玉邑 哲雄 (鯖江市議会議員)	・佐々木市長と玉邑議員による業者への入札参加要請につ いて ・玉邑市議と福原市議および鯖江広域衛生施設組合事務 局職員による他市町議員への働きかけ工作事案について
【不出頭】 堀田 哲三 (アサヒテクノフォート 株式会社 代表取締役)	・公正取引委員会・近畿中国四国事務所への告発に ついて ・告発文等の内容について

<第7回：令和4年12月20日(火)>

氏名 (役職等)	証言を求めた事項
清水 良三 (株式会社清水組 会長)	・公正取引委員会・近畿中国四国事務所への告発に ついて ・告発文等の内容について

<第10回：令和5年1月13日(金)>

氏名 (役職等)	証言を求めた事項
<p>【不出頭】</p> <p>奥村 充司</p> <p>(・ごみ焼却施設等整備基本構想・循環型社会形成推進地域計画策定検討委員会 委員長</p> <p>・新ごみ焼却施設等整備基本計画検討委員会 委員長</p> <p>・新ごみ焼却施設等整備・運営事業者選定委員会 委員長)</p>	<p>・新ごみ焼却施設等整備運営事業について</p>
<p>佐々木 勝久</p> <p>(鯖江市長)</p>	<p>・新ごみ焼却施設の建設にかかる入札予定者との関りと関連企業への下請け要請、および入札までの一連の動き全般について</p> <p>・清水組との面談とその内容について</p> <p>・清水組に荏原環境プラント(株)側への下請け要請について</p> <p>・他市町組合議員への多数派工作について</p>

<第11回：令和5年1月23日(月)>

氏名 (役職等)	証言を求めた事項
<p>奥村 充司</p> <p>(・ごみ焼却施設等整備基本構想・循環型社会形成推進地域計画策定検討委員会 委員長</p> <p>・新ごみ焼却施設等整備基本計画検討委員会 委員長</p> <p>・新ごみ焼却施設等整備・運営事業者選定委員会 委員長)</p>	<p>・新ごみ焼却施設等整備運営事業について</p>

氏名 (役職等)	証言を求めた事項
佐々木 一郎 (越前町議会 副議長)	・令和4年1月29日、オタ建設の森川氏にかけた電話 内容について ・池田町の組合議員への訪問等について
福原 敏弘 (鯖江市議会議員)	・池田町の組合議員への訪問等について

<第13回：令和5年2月7日(火)>

氏名 (役職等)	証言を求めた事項
宮下 善則 (鯖江広域衛生施設組合 前事務局長)	・入札公告までの経緯と内容について
中村 修一 (鯖江市 副市長)	・入札公告までの経緯と内容について ・池田町などの組合議員への働きかけ工作事案について

<第16回：令和5年2月28日(火)>

氏名 (役職等)	証言を求めた事項
堀田 哲三 (アサヒテクノフォート 株式会社 代表取締役)	・公正取引委員会・近畿中国四国事務所への告発に ついて ・告発文等の内容について
【再喚問】 清水 良三 (株式会社清水組 会長)	・入札公告までの経緯と内容について

7 地方自治法第100条第1項により提出を求めた記録

〈令和4年11月25日(金) 議決〉

請求先 (役職等)	記録名
森川 正富 (元オタ建設株式会社 専務取締役)	・森川氏から議長あての文書の写し ・公正取引委員会に提出した文書の原本、もしくは 原本の写し
丸石 純一 (池田町議会議員、 元鯖江広域衛生施設 組合議員)	・玉邑市議と福原市議と組合職員が訪問した際に録音 された音声データの原本、もしくは原本のコピー
鯖江広域衛生施設組合 管理者 佐々木 勝久	入札公告直前の入札公告訂正箇所がわかる資料 1部 ※新ごみ焼却施設等整備関係「令和3年9月15日付 鯖江市選出組合議員提出」資料(赤字10月4日 修正、青字10月18日修正)

〈令和4年12月6日(火) 議決〉

請求先 (役職等)	記録名
森川 正富 (元オタ建設株式会社 専務取締役)	・令和3年11月下旬に、市長からの清水組にあった荏原 環境プラント(株)側の下請けに関する電話の録音 データの写し ・令和3年11月下旬に、市長からの清水組にあった荏原 環境プラント(株)の下請けに関する電話の録音データ の反訳原稿の写し

〈令和5年1月23日(月) 議決〉

請求先 (役職等)	記録名
鯖江広域衛生施設組合 管理者 佐々木 勝久	・「第3回鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・ 運営事業者選定委員会」会議録原本の写し
奥村 充司 (・ごみ焼却施設等整備基本 構想・循環型社会形成推進 地域計画策定検討委員会 委員長 ・新ごみ焼却施設等整備基本 計画検討委員会 委員長 ・新ごみ焼却施設等整備・運営 事業者選定委員会 委員長)	・令和4年10月14日(金)に鯖江広域衛生施設組合が 示した「落札者決定基準(案)」などの説明資料一式

〈令和5年2月22日(水) 議決〉

請求先 (役職等)	記録名
鯖江広域衛生施設組合 (管理者 佐々木勝久)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年9月10日(金)鯖江広域衛生施設組合新ごみ 焼却施設等整備・運営事業実施方針に関する質問回答 の原本の写し ・令和3年8月10日(火)鯖江広域衛生施設組合新ごみ 焼却施設等整備・運営事業実施方針に関する質問・意 見書として提出された原本の写し ・第1回 鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・ 運営事業者選定委員会の会議録 ・第2回 鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・ 運営事業者選定委員会の会議録 ・第5回 鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・ 運営事業者選定委員会の会議進行シナリオ

8 調査の結果

【1】 佐々木市長と玉邑議員との入札参加要請事案について

1. 事実認定

佐々木市長、玉邑議員、清水組会長、清水組社長の4人の面談については、各証人の証言内容には整合しない部分が多々あるものの、佐々木市長・玉邑議員・清水組会長・清水組社長の4人が料理屋で会食をしたという点は一致しており、事実として認定できる。

2. 委員会判断

一般的な挨拶といった面談であるなら市長室で行われるべきであり、新ごみ焼却施設等整備を進めている時期に、料理屋で市長および議員と公共事業を請け負う資格を有する建設業者が個別に面談をするということは、政治倫理または社会通念に照らして相当ではない。また、宴席は2時間余りに及んだと清水証人は証言しているところ、市長もこの点は争ってはいない。

しかしながら、面談の場所、時間および酒席という中で、佐々木市長は「表敬挨拶だった」、清水組会長は「(株)神鋼環境ソリューションと組んでやってくれと入札要請があった」、また玉邑議員は「挑戦していこうということでありましたので、頑張ってもらいたい」との証言があった。なお、玉邑証人と親しい関係にある市長との証言には一致しない部分があるも、新ごみ焼却施設等整備に関する入札参加要請等、何らかの話が行われた可能性があり、同事業に対する不透明感は免れない。

【2】 佐々木市長からの下請け要請事案について

1. 事実認定

令和3年11月29日(月)正午前に、清水組社長から佐々木市長に対して、2度の電話を行ない、2度目の電話の際、会話を清水組社長が録音した。

2. 委員会判断

佐々木市長からの下請け要請事案については、清水組会長は、荏原環境プラント(株)への下請け要請が市長からあったという証言に対し、佐々木市長は、清水組から荏原環境プラント(株)への下請け要請があったと証言した。

両者に食い違いがあるものの、清水組会長の証言から、11月28日、日曜日に市長の方

から電話があり、市長の方から森川氏と相談して月曜日の正午までに返事をしてほしいと言われたので、森川氏に翌日の月曜日に会社へ来てもらい、相談の結果、「やっぱり初心貫徹で安いもんということで参加したい。でも、そんなことは断ろうって、断りました。」との証言があった。さらに、断った理由として、「JV やで自分らだけそういうことしたらあかんでしょう、そんなこと今さら人道的にできんでしょう。」とも証言があった。

そして、11月29日に清水組社長から佐々木市長に対して、下請け要請の断りの電話を入れたとする際の録音（反訳書を含む）からは、佐々木市長の発言は聞き取れるものではないが、清水組社長が市長に対して語っている部分に対してはほぼ鮮明に反訳できている。その中で「さいしょのゆってたとおりのね さばえしみんと えちぜん ちょうみんなのために まあ いものをやすくってということで いったん でも ね しょしんつらぬくちゅうことで すみません」また、「ふくしんさんには はえ もうたのまんちゅうことで いまは」と語っている。

特に、「しょしんつらぬくちゅうことで すみません」「ふくしんさんには はえ もうたのまんちゅうことで」という清水組社長の会話内容から、下請け要請を断ったのではないかと推察できる。

一方、佐々木市長は、「市長から要請があったとかそれは全く違うので、違うことを言われては困るという趣旨のお話をさせていただきました。そこでそういうお話が終わって電話は切れたんですが、また少ししてすぐ清水組の社長さんからお電話がありまして、同じようなお話を一方的にされました。何でかなというふうに思いながら、それは一方的に言われたのを聞きながら、何か私も発言はしたかもしれませんが、ほぼ、言われて、おかしいな、何でもまた同じことを言うのかなという中で電話を切りました。」との証言があったが、一般的に清水組のほうから荏原環境プラント(株)側への下請け要請をしたのであれば、自分から頼んだものについて「断る」という表現はしない。

以上のようなことから、清水組会長と佐々木市長の証言、および録音の反訳内容より、佐々木市長の方から清水組に対し、荏原環境プラント(株)側への下請け要請があったことの可能性については否定できない。

【3】 玉邑議員と福原議員および組合職員による他市町議員への工作事案

1. 事実認定

組合議員でない玉邑議員と福原議員、越前町議会佐々木副議長、および鯖江広域衛生施設組合管理職職員が、新ごみ焼却施設等の建設工事の契約に係る議案の経過説明として、令和4年8月15日に組合議員である池田町議会の岩崎昭一議員、丸石純一議員を公

用車で訪ねた。

玉邑議員は、「公正取引委員会に出されたとする文書等について誤解を招いているようだから、大事な議案採決の前に、組合議員のところを説明に回った」と証言（ただし、福井市へは玉邑氏が行っていない）。福原議員は、「賛成のつもりで、市長派で市長を擁護する立場で来た」とあいさつ。また、「2つある炉のうち1つが壊れているから急がないといけない」と誤った認識による発言で、議案に対する判断を強く求めた。

同行の議案提案者側である管理職職員は、「今回ご承認いただきまして、建設に向けていきたいというところが正直なところであります」と発言している。

2. 委員会判断

組合議会に提出される大きな金額を伴う議案の議決直前に、組合議員ではない議員が組合職員を同行し、池田町や福井市の組合議員のところへ、議案の経過説明を行ない、賛成を促すような行為は、多数派工作の疑念が生じる。

また、二元代表制としての議会のあり方を損なう。

さらに、公用車に議員を同乗させ、数日後に控える議案採決に絡む説明行為は、公務員として倫理規程に抵触する可能性があると考えられる。

【4】 入札事務の問題点について

1. 事実認定

(1) 入札公告直前の事務にかかる経過については、次のとおりである。

- ・令和3年5月21日、第1回「鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業者選定委員会」（以下、選定委員会とする）が開催され、本事業の実施候補者を公正かつ適正に選定するための委員会が設置される。
- ・令和3年7月2日、第2回 選定委員会を開催。
- ・令和3年8月4日、組合議会定例会が開会され、新ごみ焼却施設等整備事業の進捗が報告される。
- ・令和3年8月10日、組合事務局が、「鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業実施方針」（以下、実施方針とする）を公表。同時に、実施方針に関する質問・意見書の受け付けを実施。
- ・令和3年8月27日、荏原環境プラント株式会社、株式会社神鋼環境ソリューションの2

社より「実施方針に関する質問・意見書」を受付ける。この時、緑化率に関する質問・意見、粗大ごみ処理施設の処理能力についての意見、「定量化限度額の設定」を要望する意見が出されている。

・令和3年9月10日、「実施方針に関する質問への回答」を実施。緑化率について福井県や鯖江市が定める基準を、粗大ごみ処理能力については変更なしを回答し、定量化限度額の設定については回答なし。

・令和3年9月15日、組合事務局は、組合議会に対して入札公告の説明を実施。

・令和3年9月21日、第3回 選定委員会を開催。

「実施方針に関する質問・意見書」において提出されていた「緑化率」、「定量化限度額」について、また、落札者決定基準書「No.15 その他」を「No.15 社会貢献・地域貢献」へ修正し、「環境学習への取組み」の配点を修正する等の説明、審議が行われている。

・令和3年9月22日、組合議会協議会において、「第2回新ごみ焼却施設等整備関係」説明会が開催される。

・令和3年10月4日、組合議会の議長に対して、組合事務局から入札公告書類の報告が行われる。

組合事務局が持参した書類は「入札公告書類等の概要、入札説明書(案)、要求水準書(案)、落札者決定基準書(案)、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、運營業務委託契約書(案)」であり、様式集は添えられていない。また、越前町組合議員に対して同様の入札公告書類の説明は行われておらず、越前町の議会事務局に入札公告書類の設置は行われていない。

・令和3年10月12日、組合議会臨時会が開会され、「議案第5号 令和3年度鯖江広域衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)」が採決され、賛成多数で可決される。

これにより、新ごみ焼却施設等整備・運営事業(期間:令和3年度から令和27年度まで。限度額:¥27,992,800千円(国県支出金¥3,768,559千円、地方債¥8,377,000千円、その他¥938,600千円、一般財源¥14,908,641千円))の債務負担行為が組合議会において認められる。

・令和3年10月14日、組合事務局は選定委員会の委員長に対して、令和3年9月21日の第3回選定委員会において審議され、あるいはその後、組合事務局によって修正された要求水準書、粗大ごみ処理施設、入札説明書、落札者決定基準の修正点について説明を実施する。各項目の主な修正点は以下の通りである(提出資料より抜粋)。

<要求水準書>

- ① P1「第1部総則」の最後に「また、[]内の非表示は本組合が標準と考えるものであり変更可能とする。[]内の非表示は事業者の提案によるものとする」から「また、[]内の表示は… 流動床式焼却炉における稼働実績(実績値等)を併記すること。」へ修正。
- ② P2「1.4事業方式」において、「事業者は、単独又は共同企業体を設立し」から「事業者は、共同企業体を設立し」へ修正。
- ③ P6「1.2一般事項」において、「40年程度連続して安定運転ができるものとする」とから「35年程度連続して安定運転ができるものとする」とへ修正。
- ④ P7「(11)」において、「また、鯖江市が宣言しているCOOL CHOICES、SDGs等を推進し、本組合から取り組み要請があった場合は、これに協力すること。」から「また、鯖江市が宣言しているゼロカーボンシティ、COOL CHOICES、SDGs等を推進し、本組合から取り組み要請があった場合は、これに協力すること。」へ修正。
- ⑤ P8「ごみ焼却施設」において、「計画処理量 約30,300t/年、下水汚泥 約3,900t/年」から「計画処理量 約29,400t/年、下水汚泥 約3,000t/年」へ修正。
- ⑥ P8「粗大ごみ処理施設」において、「剪定枝 約500t/年」から「剪定枝 約220t/年」へ修正。
- ⑦ P10「2.3余熱利用計画」において、「余熱を利用し、西番スポーツセンター利用及び発電(エネルギー回収率17.0%以上)を行うこと」から「余熱を利用し、発電(エネルギー回収率17.0%以上)を行うこと。」へ修正。
- ⑧ P15「3.7地元雇用・地元企業等の活用」において、項目名「3.7地元雇用・地元企業の活用」から「3.7地元雇用・地元企業等の活用」へ修正。また「可能な限り地元雇用や地元企業を活用し」から「可能な限り地元雇用や地元企業等(鯖江市内又は越前町内に本社、本店または営業所を有する者)を活用し」へ修正。
- ⑨ P17「1.1全体計画」において、「(2)本施設は、環境省「廃棄物処理施設整備交付金」の対象施設(エネルギー回収型廃棄物処理施設)、国土交通省「社会資本整備総合交付金」の対象施設であるため…」から「(2)本施設は、環境省「廃棄物処理施設整備交付金」の対象施設(エネルギー回収型廃棄物処理施設(交付率1/2))、環境省「廃棄物処理施設整備交付金」の対象施設(マテリアルリサイクル推進施設)、国土交通省「社会資本整備総合交付金」の対象施設であるため…」へ修正。
- ⑩ P44「第12節 関係法令等の順守」において、「(33)労働基準法、(34)福井県

及び鯖江市の条例」から「(33)労働基準法、(34)工場立地法、(35)土壌汚染対策法、(36)福井県及び鯖江市の条例」へ修正。

- ⑪ P189 「1.8地元雇用・地元企業等の活用」において、項目名を「1.8地元雇用・地元企業の活用」から「1.8地元雇用・地元企業等の活用」へ修正。

<入札説明書>

- ① P1 「用語の定義」において、「未項目(定義の表記なし)」から「17 地元企業、18 地元企業等」を追記修正。
- ② P12 「6 設計額及び入札書比較価格」において、項目名を「6 予定価格及び入札書比較価格」から「6 設計額及び入札書比較価格」へ修正。また、「本事業の予定価格及び入札書比較価格(予定価格に110分の100を乗じて得た価格)は…」から「本事業の設計額は、次のとおりとする。入札書比較価格は予定価格に110分の100を乗じて得た価格とする。」へ修正。同じく「(1) 予定価格●●円」から「(1) 設計額27,859,700,000円」へ修正。同じく「(2) 留意事項 ア 予定価格…」から「(2) 留意事項 ア 設計額…」へ修正。同じく「(2) 留意事項 イ 予定価格…」から「(2) 留意事項 イ 設計額…」へ修正。

<落札者決定基準>

- ① P3 「※3」において、「表記なし」から「※3 非価格要素の定量化審査のうち、審査項目No.16「地元貢献金額」については得点の算定に入札価格を用いるため、審査項目No.16「地元貢献金額」のみ開札後に審査を行う」へ追加修正。
- ② P5 「表1 審査項目と配点 (2) 周辺環境に配慮した施設」において、「環境学習への取り組み 4点」から「環境学習への取り組み 2点」へ修正。
- ③ P5 「表1 審査項目と配点 (6) 社会貢献、地域貢献」において、「(6) その他 社会貢献、地元企業の活用、資材調達への協力、運転員雇用等 6点」から「(6) 社会貢献、地域貢献 社会貢献、地元企業等の活用、資材調達への協力、運転員雇用等 3点 地元貢献金額割合 5点」へ修正。
- ④ P8~9 「表3 定量化審査の審査項目、審査の視点及び配点」において、「【大項目】No.15 その他」から「【大項目】No.15 No.16 社会貢献、地域貢献」へ修正。同じく「【中項目】No.6 No.7 周辺環境に配慮した施設」から「【中項目】No.6 No.7 環境に配慮した施設」へ修正。同じく「【小項目】No.15 社会貢献、地元企業の活用、資材調達への…」から「【小項目】No.15 社会貢献、地元企業等の活用、資材調達への…」へ修正。同じく「【小項目】No.16」において、「表記なし」から「No.

16 地元貢献金額割合」へ追加修正。同じく「【視点】」において、「No.6 40年程度の長期使用を…」から「No.6 35年程度の長期使用を…」へ修正。同じく「No.16 本事業における地元貢献金額割合」において、「表記無し」から「No.16 本事業における地元貢献金額割合 【算定式】得点=配点×〔入札価格における地元貢献金額の割合(=地元貢献金額/入札価格)〕/〔最大の入札価格における地元貢献金額の割合〕」へ追加修正。

・令和3年10月14日に行われた組合事務局から選定委員会の委員長への修正箇所説明では、「JV(共同企業体)の定義」に関する説明はない。しかし、令和3年10月4日実施の組合議会の議長に対して用いられた説明資料「入札説明書(案)P9 第3章 入札参加に関する条件等」では、「1 入札参加者の構成等 (2)及び(3)」において、「特定建設工事共同企業体(以下、「全体JV」という。)」及び「共同企業体(以下、「建築JV」という。)」が表記されており、「鯖江市内又は越前町内に本社又は本店(建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する主たる営業所を含む)を有する者」と記されている。

・令和3年10月18日、組合において入札公告。入札説明書等の公表。

同日から11月5日まで入札説明書等に関する質問受付。また同日から21日まで、入札参加予定者による現地見学会の参加申込書受け付けを実施。

(2) 入札公告間際の修正および追記箇所3項目((A) 定量化限度額の設定、(B) 地元企業の定義付けの変更、(C) 地元貢献金額割合の追記)については、以下のとおりである。

(A)については、従来の「定量化限度額を設けない」との方針から一転、令和3年9月15日の組合議員への説明で方針変更が表明された。一方、令和3年9月21日の第3回選定委員会においても大きく変わった事項として組合から提案された。

(B)については、令和3年9月21日の第3回選定委員会の議事録からは、項目として、「地元企業」への工事発注とあり、後の入札公告の書類では、「地元企業」と「地元企業等」への工事発注というように変更がなされている。この点については、令和3年10月14日の選定委員長への修正最終説明で、修正一覧への掲載内容が説明されていない。このことは、地元貢献の定量化審査にも影響を及ぼす可能性がある。

佐々木市長は「通常の考えの修正」と証言。また、宮下前局長は「特定の業者に加担する、不利になる、有利になるということはない」と証言した。

(C)については、非価格要素の定量化審査の内、審査項目 NO16「地元貢献金額」に

については、得点の算定に入札価格を用いるため、開札後に審査を行うとし、その配点を5点としている。

算定式は、令和3年9月21日の第3回選定委員会反訳書 P14では、「得点は配点かける貢献金額を最も高い貢献金額で割ったもの」、から令和3年9月15日の議員への説明資料 P36には、「【算定式】得点=配点×〔入札価格における地元貢献金額の割合(=地元貢献金額／入札価格)〕／〔最大の入札価格における地元貢献金額の割合〕」に変化させている。

この算定式は、最大入札額を出した応募者に必ず5点が入るよう設計されており、「モデルがあったのか」の問いに対し、中村副管理者は「それは私どもも考えてやりました。」(中村証人の証言反訳 P42)と証言し、組合事務局自らが考えたことを認めている。

また、令和5年1月23日の奥村選定委員長への主尋問の中で、「落札者決定基準書の内容で、大項目のその他を社会貢献、地域貢献への名称を変更し、地元貢献に対する配分点の加増、ならびに地元貢献金額の定量化評価のため、審査項目ナンバー16番に示されている内容には、地元貢献金額のみ開札後行うとされているが、誰の発議で修正されたのかご存じか」との質問に対し、「組合の方でそういうふうにしたいと、令和3年10月14日に説明に来た。当初は金額ではなかったように思うが、重きを置くという方針転換がその場で説明された。委員長一任とは言え、令和3年9月21日の段階では述べられず、令和3年10月14日になってから算定式を出されたのを覚えている。」と証言があった。

(3) 入札公告前の選定委員長による最終の関わりと証言について

- ・令和3年5月21日から選定委員会は開始された。
- ・入札関係書類作成等の内部業務体制は、先ず組合事務局とコンサルタントとで検討、論議され、原案を作成し、一旦副管理者および管理者の決裁を得た。次に、市町委員会で審議、了解の上、組合議会にて説明するという流れとなっていた(宮下前局長の証言)。なお、最終的な公募応募予定者への公表は、選定委員会における委員の確認をもってなされることとなっていた(第1回選定委員会決議)。
- ・令和3年8月10日、鯖江広域衛生施設組合は、新ごみ焼却施設等整備・運営事業の実施方針を公表した。
- ・令和3年9月21日の第3回選定委員会では、組合事務局から令和3年10月18日を予定とする入札公告における資料原案の内容が示され、それ以降、公告公表までの期間に行われる修正部分については、委員長一任とされた。

・入札公告資料の最終変更には全て選定委員長の確認が必要であった(佐々木証人の証言反訳 P13)。

2. 委員会判断

各証人の証言および提出書類等によれば、地元貢献、環境配慮および文言等に関する入札公告書類の変更作業が公告直前まで組合事務局によって行われていた。これにより、選定委員会への説明不足のまま、地元企業の定義の変更および地元貢献金額割合の算定式など、同委員会での十分な審議が行われていない箇所があると考えられる。

また、入札公告書類の作成過程で、一者入札に偏るような内容とは見受けられず、メーカーが入札参加を断念する決定的かつ具体的な要因は見つからなかった。

9 総括

本委員会に調査を求められた二つの項目、「1.新ごみ焼却施設等整備・運営事業の経緯と疑義に関する事項」、「2.玉邑哲雄市議会議員と福原敏弘市議会議員および鯖江広域衛生施設組合事務局職員による他市町議員への働きかけ工作事案に関する事項」等について、それぞれ下記の通り、調査結果と併せて総括する。

1. 新ごみ焼却施設等整備・運営事業の経緯と疑義に関する事項について

「佐々木市長と玉邑議員との入札参加要請事案」に関して、佐々木市長、玉邑議員、清水組会長、清水組社長の4人の面談については、各証人の証言内容には整合しない部分が多々あるものの、佐々木市長・玉邑議員・清水組会長・清水組社長の4人が料理屋で会食をしたという点は一致しており、事実として認定できる。

一般的な挨拶といった面談であるなら市長室で行われるのが通常と考えられ、新ごみ焼却施設等整備を進めている時期に、料理屋で市長および議員と公共事業を請け負う資格を有する建設業者が個別に面談をするということは政治倫理または社会通念に照らして相当ではない。また、宴席は2時間余りに及んだと清水証人は証言しており、市長もこの点は争ってはいない。そうすると、面談の場所、時間および酒席を伴う内容であったことに鑑みれば、新ごみ焼却施設等整備に関する入札参加要請等、何らかの話が行われた可能性があることは

否定できないが明確な事実認定には至らなかった。

また、「佐々木市長からの下請け要請事案」について、令和3年11月29日(月)正午前に、清水組社長から佐々木市長に対して2度の電話を行ない、その2度目の電話の際の会話を清水組社長が録音しており、その反訳が記録として本委員会に提出されている。その内容と市長の証言から、電話があったことは事実として認定できる。

そして、佐々木市長からの下請け要請が行われていたかについて、清水組会長は「荏原環境プラント(株)への下請け要請が市長からあった」という証言に対して、佐々木市長は、「そのときに、そのことについて要請したとかお願いしたとか、そういうことではない」、また「清水組から荏原環境プラント(株)への下請け要請があった」と証言しており、それぞれに食い違いがある。また、11月29日に清水組社長から佐々木市長に対して下請け要請の断りの電話を入れたとする際の録音(反訳書含む)では、佐々木市長の発言は明確に聞き取れない。

しかし、清水組社長が語っている内容は、ほぼ鮮明に反訳されており、その中に、「さいしょのゆってたとおりのね さばえしみんと えちぜん ちょうみんのために まあ いいものをやすくっていうことで しょしんつらぬくちゅことで すみません」また、「ふくしんさんには もうたのまんちゅうことで いまは」さらに、「すみません せっかくのあれで すみません しちょう おねがいします」とある。

つまり、この内容からは、佐々木市長の方から清水組に対し、フクシンさんという荏原環境プラント(株)とJVを組んだ企業名が明らかになっていることから、荏原側への下請け要請があったことの可能性は否定できない。

次に、「入札事務の問題点」については、各証人の証言および提出書類等から、配点の変更、定量化限度額の設定、地元企業の定義付けの変更、地元貢献金額割合の算定式の追記をはじめ、環境への配慮および文言等に関する入札公告書類中の変更作業が、公告直前まで組合事務局によって行われていたことが認められる。そのため、最終決定機関としての選定委員会内で十分な審議が行われていたとは認められない部分もある。また、令和3年9月21日の第3回選定委員会で、修正等の最終確認は委員長に一任すると了承されたが、組合事務局が10月14日に行った委員長への修正箇所の説明については、十分なものでないと認められる。しかしながら、入札公告書類の作成過程で、一者入札に偏った内容とは見受けられず、メーカーが入札を断念する決定的かつ具体的な要因は見つからなかった。

ただし、入札全般を俯瞰すれば、応札できる業者が限られたこと、それにより健全な競争性が失われて、設計・施工価格について、令和3年9月時点では、競争入札によって120億

円ぐらいは可能であるとの説明が組合事務局からあった。しかし、一者入札となり、競争原理が働かず、132億7千万円に対し、150億9千2百万円で落札され、結果的に落札額が約30億円ぐらいい高くなったことになる。このように価格が高止まりする結果となったことは、入札公告間際の大きな修正変更などが、組合事務局によって行われたことに起因していると考えられる。

2. 玉邑哲雄市議会議員と福原敏弘市議会議員および鯖江広域衛生施設組合事務局職員による他市町議員への働きかけ工作事案に関する事項

「玉邑哲雄市議会議員と福原敏弘市議会議員および鯖江広域衛生施設組合事務局職員による他市町議員への働きかけ工作事案」に関する事項について、まず広域衛生施設組合議員でない玉邑哲雄鯖江市議会議員と福原敏弘鯖江市議会議員が他の町議会議員1名とともにおよび鯖江広域衛生施設組合管理職職員が、新ごみ焼却施設等の建設工事の契約に係る議案の経過説明として、令和4年8月15日に組合議員である池田町議会の岩崎昭一議員等を訪ねたことは、提出された記録・証言等により事実であると本委員会は認定する。

その「組合議会に提出される議案の議決直前に、組合議員ではない議員が組合職員を同行し、議案の経過説明を行なった行為」は、多数派工作の疑念が生じ、二元代表制としての議会のあり方を損なう。

また、同組合職員が運転する公用車に当該議員を同乗させ、同行した行為は公務員としての倫理規程に抵触する可能性があると考えられる。

3. 公正取引委員会近畿中国四国事務所に提出されたとされる文書について

今回の調査の契機の一つともなった「公正取引委員会近畿中国四国事務所に提出されたとされる文書」について、文書作成者は、その内容のほとんどが伝聞に基づくものと証言していること、作成者から作成協力者と名指しされた証人の一人は、作成協力の事実はないと述べたこと、また、本調査で招致した証言者全員が公正取引委員会からの調査はもとより連絡もないと証言していることから、これまでも現在も公正取引委員会の調査が行われているとは考えにくい等の事情に鑑みれば、現時点で当該文書内容の事実性および正確性を判断することは困難である。

【提言】

本委員会として調査を求められた二つの項目については、前述の通りである。

ただし、今回の新ごみ焼却施設等整備・運営事業は極めて大型の公共事業であり、その入札などの手続きに入る前の時期に、当該組合の管理者と市議会議員、そして関係業者が、密室となり得る料理屋で会食を行うことは、官製談合や官民癒着との疑いを招く恐れがある行為であり、市長や議員としては不適切である。

また市議会議員の立場にあるものが、そうした時期に地元建設業者など関係業者らと社会通念上、理解される以上に頻繁に飲食の機会を持っていたとすれば、それが口利きにつながっているとの疑念をもたれてもやむを得ない。

そして、議会に提出される議案の議決直前の時期に、議員が他の議員に対して、議員間だけでなく、自治体（組合）職員を同行・同席させて議案の賛否等についての協議を行うこと、その際に職員が運転する公用車に議員を同乗させる行為は公務員としての倫理規程に抵触する可能性がある。

従って、本委員会は今後このような事案が起こらないよう、下記のとおり調査事項に対する再発防止策を提言する。

（1）今後の行政事務に求める対応について

- ・特別職にあるものが、社会通念上、市民の疑惑や不信を著しく招くおそれがある会食について厳に慎むことを徹底されたい。

- ・議会に提出される議案の議決直前の時期に、議員と職員が同行して議案の賛否についての協議を行うこと、またはその疑惑や不信を招くようなことは行わないよう職員に周知徹底されたい。

- ・入札事務において、組合職員にコンプライアンスの欠如が見られた。今後は社会規範に反することなく公正・公平を旨とし、行政事務に当たられたい。

（2）議会の今後の対応について

- ・市民を代表する公選の議員であることを常に認識し、市民全体の奉仕者および代表者としての責任と自覚をもって行動することを改めて徹底すること。

- ・市民の代表としての名誉と品格を損なう行為、またはその地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為を慎み、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めること。特に社会通念上、市民の疑惑や不信を著しく招くおそれがある会食については慎むこと。

【結論】

令和3年11月29日正午前に清水組社長が佐々木市長に電話をかけている。そして、その会話の内容が録音されており反訳書も委員会に提出されている。その会話の中に「鯖江市民と越前町民のためにいいものを安く、初心を貫く」という清水組社長の発言がある。その発言内容から、令和2年10月の鯖江市長選後、しばらくして玉邑議員、佐々木市長、清水組会長、清水組社長が市内料理屋で面談の際、佐々木市長から「荏原1社では入札価格が高くなるので高エネルギーで実績のある神鋼と組んで是非とも入札参加して欲しい」との要請に対し、「安くいい仕事をするから参加してくれと言われたので、私はお受けしました。」との清水組会長の実直性は一貫性があり、真実性を裏付けるものである。一方、佐々木市長から清水組に荏原側への下請けに入ってほしいとの清水組会長の証言にも符合する。従って、佐々木市長および玉邑議員の発言には著しく虚偽の疑いが生じ告発に値するものと考えられる。

その理由

まず、玉邑議員については、公正取引委員会への告発文では、玉邑市議会議員への呼び掛けで佐々木市長と清水組が話し合いの場を持たれ、その時に、佐々木市長の方から清水組に対し、神鋼環境ソリューション(株)と組んで、入札の参加を要請したとある。このことについて、玉邑議員は、「事実無根でございます。」との証言があった。

そして、清水組会長は、佐々木市長から神鋼環境ソリューション(株)と組んで入札参加要請の依頼を受けたと証言があった。一方、佐々木市長は、入札参加要請の事実はないと証言した。しかし、清水組会長は、「玉邑議員は神鋼環境ソリューション(株)に訪問している。また、清水組の会社で、神鋼環境ソリューション(株)の三野氏、堀田氏、森川氏、玉邑議員が会い、その中で三野氏の方から、どこのメーカーとも組まないで欲しいと言われた。」という詳細な証言もあった。このような証言内容は、佐々木市長から清水組に入札参加を要請したことが事実であると捉えられ、佐々木市長および玉邑議員の証言は虚偽にあたると思われる。

また、佐々木市長は、令和4年3月11日、鯖江広域衛生施設組合議会石川議長による5項目の質問に公文書で回答し、全て完全に否定している。ところが、1項目目の市内料理屋での2時間超の会食では、証言には不透明感があり、また、4項目目の下請け工作の疑義にも、清水組会長の「森川さんとも相談せえって市長が言うたもんやで」「12時までちゅうんで、11時50分ぐらいかな、一緒に断ったんです。」との証言は、神鋼環境ソリューション(株)共同体の撤退がはっきりした令和3年11月29日の出来事であり、市長自らが、市内料理屋での一件、つまり、神鋼環境ソリューション(株)と地元企業のグループ化を行った可能性もある。

そして、そのことの口封じをしようとした可能性も否定できない。さらに、佐々木市長は、鯖江広域衛生施設組合の管理者であり、同組合事務局の統括者の立場にもあって、入札公告にあっては、不透明な変更、満たしにくい要件が追加されたことにより、応札できる業者が限られたこと、それにより健全な競争性が失われて価格が高止まりする結果になり、一者応札に導いたことで、高額な落札額となったことへの行政責任も問わなければならない。

また、公用車を使い議案の議決直前に他市町組合議員への訪問による多数派工作は、玉邑議員、福原議員と組合職員が倫理規程に抵触するものとする。

【その他】

本委員会が解散した後、今回の調査に関する事項については、本事件の事務所掌を鑑み、第一義的には鯖江広域衛生施設組合議会の権限による組合の行政事務や管理監督の監視に委ねることとする。

10 証言拒否等

- (1) 証人の出頭拒否の状況
なし
- (2) 証人の証言拒否の状況
なし
- (3) 虚偽の証言
あり
- (4) 自白の状況
なし
- (5) 記録の提出拒否の状況
なし
- (6) 宣誓拒否の状況
なし

11 告発の状況

あり

結論に従って

本委員会は、玉邑議員ならびに佐々木市長を虚偽の陳述を行ったものとして、地方自治法第100条第7項および第9項の規定に基づき、告発すべきものと判断し、議長に申し入れを行うことに決定する。

12 調査経費

(1) 調査経費に関する議会の議決の状況

令和4年度

当初 … 30万円以内 ※令和4年9月22日(木) 議決

追加 … 90万円 ※令和4年11月29日(火) 議決

追加 … 50万円 ※令和5年2月24日(金) 議決

(2) 調査に要した経費の決算見込み額

節	内容	支出額(円)
その他の委託	弁護士法的助言業務委託	1,254,009
	委員会音声データ反訳	408,442
費用弁償	弁護士旅費	30,000
	証人交通費	1,480
需用費	お茶代、通信運搬費	2,208
	合計	1,696,139

13 その他

(1) 証人に対する公示送達

なし

(2) 法律顧問委任契約

① 契約先

井花法律事務所 弁護士 井花 正伸

② 契約内容

- ・調査権行使に係る法的助言
- ・委員の尋問に係る法的助言
- ・委員会の運営に係る法的助言
- ・議会に告発義務が生じた場合の告発に係る法的助言
- ・委員会調査報告書作成に係る法的事実の整理や法令違反の助言
- ・証人尋問についての事務局レクチャー
- ・議員への尋問方法のレクチャー
- ・証人喚問を行う委員会の傍聴